

瀧川事件の一問題点

——小西解決案と佐々木惣一——

松尾尊兌

はじめに

大学自治の歴史のみならず、日本ファシズム成立史の上で重要な意味をもつ一九三三年の瀧川事件には、まだ解明されていない幾つかの問題点が残っている。たとえば、当時議会で問題となつた「赤化教授」はほかにもいたのに、なぜ瀧川幸辰だけが処分の対象になつたのか。瀧川処分抗議運動のにない手となつた全国的学生運動の構造如何。この問題に対する世論の動向は、等々。本稿でとりあげる小西解決案の成立過程もその一つである。

一九三三年五月二六日に文部省が断行した瀧川教授休職処分は、即日、京大法学部教官一同のいっせいで辞表提出の事態を生んだ。ときの京大総長小西重直は局面打開のため六月九日より三回にわたり文部省首脳部と交渉を行い、同十四日、小西の要望に鳩山一

郎文相が言明を与えるというかたちで、一つの解決案が公表された。いわゆる小西解決案がこれである。しかしこれは法学部教官団の拒否にあい、総長は辞職し、結局七月七日に登場した次期総長松井元興の手により半数の教授の辞表のみが通達・受理され、周知の教官団分裂という事件の終末を迎えるにいたる。小西解決案は瀧川事件の大きな山場であつたのである。

すでに当時、小西解決案は法学部教官団の事実上の総帥たる佐々木惣一の進言にもとづいたものだとか、さらには「解決案の協定以前に佐々木教授は小西総長に了解をあたへたさうだ」とのデマが学内外につたえられた^②。六月二五日付の『大阪時事新報』のごときは、小西が辞表を出したのは「問題の覚書に対し一度諒解をあたへた佐々木惣一教授が小西総長を裏切つて例の声明書を発表して法学部教授等は辞表を撤回し得ずの意思表示をしたため、助

教授講師等が小西総長をその自邸に訪問し、辞表撤回不同意を表明することによつて問題を一層紛糾せしめ解決不能の一石を投じた「ゆめ」であると報じている。

法学部教授団の中でも佐々木と親しかった恒藤恭は『帝国大学新聞』（東大）七月一〇日付に「解決案」に関する虚報を匡す」（佐々木惣一編『京大事件』岩波書店、一九三三年、所収）の一文を草し、佐々木が小西に対し「問題の正当なる解決の仕方に関する」「意見の要旨をしたゝめた書面」を送ったことは事実だが、それと小西解決案の内容とは「全く相ことなるものである」ことを明らかにし、かつ、小西解決案は、新聞記者発表に先立って佐々木に電話で通告したに過ぎず、佐々木が「総長に了解をあたへたやうなことは絶対に無い」と断言した。

過去を語ることを好まなかった佐々木は、とくに瀧川事件については口を緘したまま世を去った。恒藤は、佐々木が小西に送った書面は「いづれ他日、教授がみづから公表されるであらう」と書いているが、そのことは行われなかった。この書面を私は、佐々木の遺族の手許にのこされた瀧川事件関係資料の中に発見することができた。

本稿は右の佐々木惣一関係文書（以下佐々木文書と略す）および、小西の側近たる加藤仁平著『小西重直の生涯と思想』（黎明

書房、一九六七年、以下加藤本と略す）^③所収の、当時の著者の手記の要約と当時小西重直の記したメモ（小西メモ）などにより、小西解決案と佐々木との関係、および小西解決案発表より松井新総長登場にいたる間の局面打開の動きについて解明を試みる。

なお、本稿作成については、加藤仁平・盛秀雄・小嶋一夫・竹中靖雄、およびとくに八重邦夫の諸氏のご援助を得た。記して謝意を表する。

一 総長上京と佐々木案

小西総長は瀧川処分翌々五月二八日、文相鳩山一郎に面会して辞任を申出たが、慰留され、一旦帰洛して評議会に諮った上進退を決することになった。総長の辞意固しとみて、すでに後任選挙の手筈をととのえていた学部長や評議員も改めて総長留任を要請し、小西は二九日午前の評議会で、留任して問題解決に当る旨を表明した。これを受けて同日午後、各学部でいっせいに開かれた教授会は、いづれも総長留任を多とし、総長への協力を申合せたという（『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』——以下『大朝』・『大毎』のごとく略す——5・30）。一方、法学部教授会では「瀧川教授の復職が認められぬ以上は断じて如何なる勧告にも応じない」と初志貫徹を誓ったという（『中外日報』5・30）。

評議員の意を体するものと推測されるが、羽田亨(文)本野亨(工)戸田正三(医)の三学部長は上京し、六月一日・二日と二回にわたり文部省首脳と会談した。『大朝』(6・2)の報ずる三教授車中談によれば、収拾策としての瀧川の条件付復職の可能性打診が目的であつたらしい。しかし文部省側の態度は固く、わずかに、文部省としては、噂されるような京大法学部閉鎖は考えていないという言明を与えたにとどまつたごとくである。

会談の結果は二日夜小西総長、翌三日六学部長懇談会および評議員懇談会^④で報告され、以後評議員たちおよび新城新蔵前総長(福島中学における小西の先輩)ほか学内有力者たちは法學部教授の「軟化運動」(『大朝』6・7)につとめた。この間、六月二日の經濟學部学生の高代会議(出身高校別代表者會議)瀧川処分反対の學生運動の基本組織)に出席した山本美越乃学部長は、「瀧川教授休職問題と大学自治、研究自由問題とを切離して解決したい」と言明したとつたえられるが(『大朝』6・3)、この考え方は評議員の大半に共通するものであつたらしく、のちの小西解決案の趣旨に合致することに留意する必要がある。

一方小西も連日法學部教授を歴訪して意見を求めた(同上、6・9)。その中でもっとも重視したのは法學部硬派の首脳佐々木惣一の見解であつた。小西が佐々木をたずねたのは六月七日のこ

とであつた。その日の情景を前出恒藤「『解決案』に関する虚報を匡す」は次のように記している。

(私が親しく佐々木教授から聞知した所によれば)その際、総長から請はれるまゝに教授は、今回の問題の正当なる解決の方について、はつきりと意見を述べられた。総長はこれを聴いて非常によるこばれ、教授の手をかたく握つて、問題の正しい解決のために大に努力すべき旨をかたつた。なほ、その後、佐々木教授は念のために使者を総長のもとに派して、問題の正当なる解決の仕方に関する同教授の意見の要旨をしたゝめた書面を総長に送つた。

加藤本(二九九ページ)に紹介されているこの書面は、佐々木文書中の草案と一致する^⑤。

文部省側ノ処置

一 文部大臣ハ総長ニ向テ次ノ如ク言明スル事。「文部大臣ハ今回ノ事件ニ関シ法學部教授ノ主張シタル所ヲ妥当トシ、将来ノ措置ニ付其ノ主張ノ精神ヲ重シ、大学令ノ範圍内ニ於ケル研究ノ自由(教授ノ自由ヲ含ム)及ビ教授ノ進退ニ関スル大学ノ自治ノ確立セラルルコトヲ承認ス。

「妥当トシ」ノ文言ハ、場合ニ依テ「諒トシ」ト改ムルモ

已ムヲ得ズ。

一 文部大臣ハ、総長ガ前記文部大臣ノ言明アリタルコトヲ公表シ、且其ノ公表ニ際シテ左記ノ説明ヲ付加スルコトニ付、諒解ヲ与フル事。

「尚瀧川教授復職ノ事ハ、文部大臣ニ於テ之ヲ考慮シ、今後ノ事情ニ依テ決スルノ意アルコトヲ示シタリ。」

この内容は、明らかに文部大臣の託証文である。法学部が譲っているのは、瀧川教授の復職を即時ではなく、今後の問題としてある点である。文相に単に研究の自由と大学の自治を抽象的に承認させるだけではなく、その承認のあかしとして、瀧川処分の将来の撤回を約束させるのが、この佐々木案の眼目なのであった。なお佐々木の前記草案の入っている六月七日付の封筒にはこれに続く部分も入っている。

大学側ノ処置 其ノ一

総長ノ処置

一 法学部長ヲ通ジテ法学部一同ニ向テ左ノ趣旨ヲ述ル事

総長ハ今回ノ事件ニ関シテ法学部ノ主張シタル所ト意見ヲ同ジウス。法学部以外ノ学部ニ在テモ法学部教授ノ主張ニ賛成シ、又ハ之ヲ諒トスル教授ノ存スルコトヲ信ズ。

一 総長ハ法学部長ヲ通ジテ法学部教授ニ向テ前記文部大臣ノ言

明アリタルコト及び、別記説明ニ関スル諒解アリタルコトヲ述べ、辞表ノ撤回ヲ希望スル事

法学部教授ノ処置

一 法学部ハ総長ノ希望ノ伝達ヲ受ケタル後教授会ヲ開キ、其ノ議決ニ依テ一同辞表ヲ撤回スル事

報告、希望公表

一 総長より

(一) 評議会に向て

「文部大臣ノ言明及び附加説明ノ諒解アリタルコトヲ法学部教授ニ述べ、其ノ辞表ノ撤回ヲ希望シタル処、同教授一同辞表ヲ撤回セリ」

(二) 法学部長に向て

「学生ヲシテ旧ニ復シテ学習セシムルヤウ努力方ヲ希望スル事

二 法学部より学生に向て左記の趣旨の報告を為す事

「総長ハ法学部教授今回ノ□□ニ関シ、法学部教授ノ主張シタル所ト意見ヲ同ジウスルコト及び法学部以外ノ学部ニ在テモ法学部教授ノ主張ニ賛成シタルコト

「総長ハ法学部教授ニ向テ文部大臣ノ言明及び之ニ関スル説明アリタルコトヲ述べ、辞表ノ撤回ヲ希望セリ。吾人ハ文部當局今回ノ措置ニ対スル吾人ノ主張ノ正当ナルコト認メラレタルニ由リ、一同辞表ヲ撤回セリ。以上ノ措置自体ニ関シ、今後ノ取扱ノ未定ナルコトヲ遺憾トス」「学生諸君ハ今日以後平日ノ如ク学習ニ勉ムベシ」

(三) 法学部より新聞記者を通して左記の趣旨を公表す

「総長発表ノ如キ経過ニ依リ、文部當局ノ今回ノ措置ニ対スル吾人ノ主張ノ正当ナルコト認メラレタルニ由リ辞表ヲ撤回セリ。以上ノ措置自体ニ関スル今後ノ取扱ノ未定ナルコトヲ遺憾トス

(四) 総長より新聞記者を通して左記の趣旨を公表すること

「文部大臣ノ前記ノ言明アリ、之ヲ法学部教授一同ニ伝へ、且付加説明ヲ為シテ、其ノ辞表ノ撤回ヲ希望シタル処、教授一同之ヲ諒トシ、之ヲ撤回セリ、学内夫々ノ機関ニ依テ学生ヲシテ旧ノ如ク学習セシムルノ方法ヲ講ジツツアリ」

実行方法

根本方針 総長ハ今後ノ□□トシテ之ヲ実行スルノ方針ヲ立ツル事

一 総長ハ評議会ニ向テ、前記文部省側ノ処置ヲ要求スルノ決意ヲ有スル旨ヲ述べ、法学部以外ノ全学部ノ賛成支持ヲ求ムルコト。右ノ賛成支持ヲ得ズトセバ辞職スルノ已ムナキノ意ヲ示ス。

二 一ノ場合ニ於テ総長全学ノ支持を得ザレバ辞意ヲ評議会ニ表明シ後任選挙ノ手続ヲ要求ス

之ト同時ニ総長ハ文部大臣ニ向テモ辞表ヲ示シ正式ノ辞表ハ後任者推選ト共ニ之ヲ提出スベキコトヲ付言ス

三 一ノ場合ニ於テ総長全学ノ賛成支持ヲ得タルトキハ直ニ上京

右の案文は前記解決案とともに小西の手許に送られたかどうか不明であるが、少くとも佐々木は小西との面談に際し、右の趣旨を説明したものと推測される。すなわち、当初の「大学側ノ処置」とは、総長の希望を文相が受入れたあとの処置である。総長はまず法学部長を招き文相の言明をつたえ、辞表の撤回を要請する。その際法学部以外の学部のことをいつているのは、後述の「実行方法」と関連する。法学部教授会で辞表の撤回をきめたあと、総長は評議会に経過を報告し、かつ、法学部長に学生への説得を希望する。これを受けて法学部では、総長も他学部教授も法

学部主張を支持し文相もこれを承認したので辞表を撤回したことを学生に告げ、勉学に復帰しよう学生につたえる。そのあと法学部と総長が記者に公表する。すなわち、公表は文部省が東京で行うのではなく、法学部の承認を得たあと京大側が京都で行うのである。

いかにも佐々木らしい周到な善後措置だが、さらに注目をひくのは「実行方法」である。佐々木は、小西が文相と交渉するに際し、まず全学の総意を佐々木案の貫徹に向って結集することを求めたのである。もし文相がこれを入れなければ、必然的に京大全教授総辞職となり、事態は全京大対文部省の争に拡大する。ここまでの覚悟がなければ文部省を動かすことはできぬと佐々木は見通していた。しかし小西は佐々木の意見を入れず、六月八日の評議員懇談会では、一つの案を得たのでこれを以て折衝したいと述べただけで、『大朝』6・8)、同夜東上の途についた。小西は佐々木解決案をよしとはしたが、背水の陣を布いた上で交渉に臨んだのではなかったのである。

二 文部省との交渉と小西解決案の公表

六月九日、総長と文部当局との折衝がはじまった。小西メモ(加藤本、三〇二頁)によれば、文部省側は次官栗屋謙、専門学務

局長赤間信義、秘書課長菊沢季磨が出席した。午前一時から午後六時まで続いた会談の内容はもとより公表されていないが、「希望案第一」として小西が持出した次の文章をめぐって討議が行われた。

文部大臣ハ今回ノ事件ニ関シ法学部教授ノ主張シタル所ヲ妥当(諒トシ)ナリトシ、将来ノ措置ニツキ其主張ノ精神ヲ重シ、大学令ノ範圍内ニ於ケル研究教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大学ノ自治ノ確立セラルルコトヲ承認セラレンコトヲ望ム。

この文章が、前記の佐々木案の前半を骨子としたものであることは申すまでもない。これに対する文部省の態度は、

本省ニ於テ今回ノ事件、瀧川教授問題ヲ飽ク迄キリ放シ之レニ触レザルヲ原則トナシ居レリ。故ニ其希望ヲ受理セズ。

というものであった。京大側は瀧川問題そのものの解決をめざし、文部省側は、瀧川問題をすでに解決済みとみなし、その善後措置として抽象的な一札なら書いてやらないでもないといった態度である。両者の立場は根本的にくいちがっていたのである。この日の会談には出席していない鳩山文相は閣議の席で、京大教授団辞任のあとは、京大法学部を閉鎖して学生は官私の大学に分属させるか、あるいは各帝大の教授を京大に兼任させるか、以上の二案

を考慮中と報告したという(『大朝』6・10)。文部省側の高姿勢の示威である。ところが加藤本によれば「段々解決の曙光が見えるように進んでいった」(二六八頁)らしい。『大朝』(6・9)も「解決の曙光がほのみえた」と書いている。どのような「解決の曙光」なのか内容は一切不明であるが、ともかく、この日の状況は、同日の夜行で帰洛する前総長新城新蔵を通して、京都に報じられることになった。新城が記者に「どうしてもまとめねばならぬ。また、まとめうるだらう」と語っているのは(同上6・10)、新城が文部省側に立っていることを推測せしめる。新城は一〇日朝、羽田・本野両部長と会談し、その結果、羽田が同夜東上して小西を支援することになった。

六月一日夕、佐々木は急便をもって次の手紙を小西に送った(加藤本、三〇〇頁)。

拝啓 御苦心のほど拝察仕候。今日 先日の案に比して一層協定可能とおもはれ候私案を得候につき(一案、二案、三案)急便を以て御覧に入候。尚昨日来の大阪の新聞によれば、大小学側に又も何か運動起りたる様の感を世人に与へ居候につきこの点申上候までも無之候えとも御注意御願申上候。御自愛
奉折候、草々六月十一日夕
京都にて 佐々木生

東京にて小西老兄侍史

右の三案は、佐々木文書中「小西氏より借用してうつしたるもの(六月二十八日うつす即日使つて小西氏に返却)」の表書のある封筒におさまっている。

一案 文部省ノ処置

一 文部大臣ハ総長ニ向テ次ノ如ク言明スル事

「文部大臣ハ今回ノ事件ニ関シ法学部教授ノ主張シタル所ヲ妥当トシ、将来ノ措置ニ付其ノ主張ノ精神ヲ重ジ、大学令ノ範圍内ニ於ケル研究ノ自由(教授ノ自由ヲ含ム)ノ確保セラルルコト及ビ教授ノ進退ニ付大学ノ機関ノ職權ノ運用ニ関スル從來ノ規律ノ維持セラルルコトヲ承認ス」

一 文部大臣ハ、総長ガ前記文部大臣ノ言明アリタル旨ヲ公表シ、且其ノ公表ニ際シテ左記ノ説明ヲ附加スルコトニ付、
諒解ヲ与フル事

「尚瀧川教授休職ノ事ニ付テハ、文部大臣ハ、今日ノ事情ニ照シテ其ノ措置ヲ取ルノ外ナシト考ヘタル旨ヲ述べ、今後其ノ復職ノ事ヲ考慮ニ入レ、事情ニ依テ決スルノ意アルコトヲ示シタリ」(傍線は六月七日案と異なる箇所——松尾記入)

二案(一案と異なるところは「法学部教授ノ主張シタル所ヲ妥当トシ」が「諒トシ」となっているとこのみであるから、全文を紹介することを略す)。

三案(一案と異なるのは「法学部教授ノ主張シタル所ヲ妥当トシ、将来ノ措置ニ付其ノ主張ノ精神ヲ重シ」が「法学部教授ノ主張シタル見解ノ精神ヲ諒トシ、将来ノ措置ニ付之ヲ重シ」となっている点のみである)。

加藤本(三〇〇頁)は六月七日案と六月十一日案の第一案とを「同文」としているが、これが誤謬であることは、第一案傍線の箇所を検討すれば判明しよう。六月一日の三案はいずれも大同小異であるが、六月七日案にくらべればかなりの大学側の譲歩である。第一に文部省のきらいそうな「大学ノ自治」の文句を取去っている。第二に瀧川処分は今日のところやむをえなかつたと認められている。ちなみに佐々木文書中、この一案のみが記された草稿の入っている封筒には「第二便(六月十一日東京のホテル宛急便)」とペンで記され、さらに鉛筆で「六月十日狩野、西田両先生来訪」と付記されている。あるいはシナ学の狩野直喜、哲学の西田幾多郎両文学部長老(名誉教授)の示唆があったのかも知れない。

この佐々木案は六月一二日中には小西に届いたと思われるが、

この日の小西と文部省との第二回会見(午後三時―七時)に間に合ったかどうかかわからない。この日の会見相手は栗屋次官、菊沢課長の前回の二人に、政務次官の東郷実(政友会)が加わった。

加藤本(一七〇頁)によれば、この会談の直前右翼が押しかけ、「京大問題は一步たりとも退いてはならぬ。京大を支持する美濃部博士を追放せよ」との決議をつきつけ、省内は「何とも言えない凄惨な空気が漲り」、「大臣の命と総長の命が非常に危くなっている」から用心せよとの文部省の役人の注意があったという。「この雰囲気は文部首脳部の心にすぐ反映し」、「九日にはよほど妥協が出来そうだったにかかわらず、十二日には決裂だということになっていった」。一方、京大では二度目の全学学生大会が開かれ、「瀧川教授即時復職を死守せんことを期す」との決議を総長に電送し、在京中の京大学生代表二名も総長激励に宿舎におとずれた。

六月二三日、小西は一切の面会を避けて「静養と打開策に集中した」が妙案も出ず、手づまりのまま夜を迎えた。一方、京都では、この日早朝帰洛した羽田文学部長は学部長懇談会に情勢を報告したあと、午後四時から一時間半、新城前総長宅で協議した。

この席に姿を現わしたのが貴族院議員田所美治であった(『大朝』6・14)。田所は一八七一(明治四)年の生れ、二高を経て東大英法科を一八九五年に卒業し、一旦内務省に入ったが一九〇二年

文部省に移り、累進して一九一一年普通学務局長に就任、一九一六年寺内内閣の成立とともに文部次官に登用され、一九一八年九月、寺内内閣総辞職のとき貴族院議員に勅選された（奏郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』一九八一年、一三八頁）。

この新城宅における、文部官僚の古手を交えての三者会談の結果、田所が一つの案をつくり、夜の九時半ごろ、電話によって小西に伝えた。加藤本によればこれこそが「十四日妥結した鳩山・小西案の原案」であった（一七二頁）。これに飛びついた小西は京都の羽田と田所とに改めて連絡をとった。田所案の内容は次のとおり（加藤本、一七三頁）。

総長の希望

文部大臣ハ学問ノ研究ニ関シ法学部ノ主張シタル精神ヲ酌ミ法令ノ範圍内ニ於テ研究教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大ニ自治ノ確立セラルル様深甚ナル御考慮アランコトヲ望ム

文相の回答

大学ニ於ケル学問ノ研究教授及教授ノ進退ニ関スル総長ノ希望ハ法令ノ範圍内ニ於テ之ヲ承認シ得ベク貴学ニ於テモ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シ将来一層大学本来ノ使命達成ニ力メラレ度シ

田所案の特徴の一つは「研究ノ自由」「大学ノ自治」などの用語を文相の回答から除去したことであるが、それよりも重要なことは瀧川問題が切離されていることである。総長の要請からは、当初にあった「今回ノ事件ニ関シ」の一句が脱落し、佐々木が固執した瀧川の復職に関する文相の言明要請は完全に無視されていた。文部省の意向に即した解決案といえよう。

田所案の出現を喜んだ小西もさすがに瀧川処分問題の棚上げを気にして、この案だと「法学部が割れるだろう」「辞表の覚悟で文部省を譲歩させようか」と加藤に語ったという。そこに再び田所から電話があり「瀧川問題は肚芸にして、なるだけ早く帰洛せられよ」との勧告があった。

翌十四日の朝も小西は「非常に考えこまれ」「健康が極度に駄目になった。法学部教授や学生と手を握ってこままで来たのだから、今日ここで辞表を提出して帰ろう」との言を数回加藤にもらしたという（加藤本、一七二頁）。この日の文部省との会見は午後三時からとなっていたが、その直前の二時に大審院判事細野長良（一九〇八年京大法科卒。戦後大審院長となる）が来訪し、「瀧川問題を切りはなして文部省と交渉されるように」と忠告した（同上）。『木戸幸一日記』（上）（東京大学出版会、一九六六年）六月六日、七日の条によれば、この二日にわたり細野は木戸幸一（一

九一五年京大法律卒）および酒井忠正の両貴族院議員と、「調停方の相談」をしている。細野の勧告は、木戸や酒井の意を体してのものであったと推測される。

十四日の会談は栗屋・東郷兩次官、赤間局長、菊沢課長を相手に行なわれた。田所案は問題なく文部省側に受入れられた。総長の文相への希望部分は、原案そのままが採用されたが、文相の回答は一部手直しされた。「教授ノ進退ニ関スル総長ノ希望ハ法令ノ範圍内ニ於テ之ヲ承認シ得ベク」の原案は「教授ノ進退ニ関シ総長ヨリ希望アリタル処、右ハ法令並ニ従来ノ取扱例ノ範圍内ニ於テ之ヲ承認シ得ベシ」と変更された。問題は瀧川の処遇であった。小西メモによれば、小西は「一、可成速ニ復職。二、大臣ニ於テ之ヲ考慮シ今後ノ事情ニヨリ決セラルル意ヲ示セ。三、今後ノ事情ニヨリ考慮セラルルコト」の三案を次々と示したらしい（加藤本、三〇三頁）。小西は「辞表の入っている洋服のポケットに数回手を入れ」てまで頑張ったという（同上、一七四頁）。しかし文部省側の態度は固く、「勅裁ヲ経、間モナキ事ナレバ此際回答ハ出来ズ」の線を崩さなかった。結局は瀧川処分の始末について何の言質も得ることなく、小西は妥協したのである。先の田所案を原案とする修正案は午後八時に現われた文相鳩山一郎との間に確認され、いわゆる小西解決案となった。

本来であればこの解決案は、一方の当事者たる法学部教官団に示してから公表するべきものである。なぜならば、教官団は決して解決を小西に一任してはいいからである。のちの松井解決案にしても、東京で七月一八日成立したものを、一度京都に帰って残留教官団に示したあと、七月二〇日午前零時に公表されている。ところが鳩山文相は強引にも八時半に公表することを新聞記者に約束し、小西もこれを承諾してしまった。

小西は京都の佐々木に電話をして諒承をとりつけようと計った。この電話の問答を記した文書が、「小西君より東京よりの電ワ」と表記した封筒の中に入っている。その内容は次のとおり。

六月十四日夜、東京、小西総長より次の電話「大につとめたるも出来ず。左の如く決定せり」との事

総長より大臣に対して次の希望書提出（略―松尾）文部大臣ハ之ニ答ヘテ（略―松尾）

余（佐々木）ハ問フ「瀧川教授ノコトハ何モ云ハナイノカ
 総長答フ——文部省ハ瀧川教授ノ休職ノ事ハ勅裁直後ノコト
 ナレバ何モ云ヘヌ、トノ事故、総長ヨリ「復職ヲ希望シタル
 ニ、文部当局ハ明確ナル答ヲ与ヘナカツタ」トハ云フテモヨ
 ロシ

佐々木問フ——先刻新聞ヨリ間接ニ聞クニ、今夜八時半発表

スルトノ事ニ如何、之ハ不都合ナラズヤ、コチラニ持ち返ラザル前ノ発表ハ不都合

総長答——文部大臣ハコチラノ情勢上下ウモ発表セネバナラ

ヌトノ事

佐々木——其ノ理由全クナシ、不都合ナリ

小西君——文部省ハドウモ発表ヲ要ストノ事、余ハソレデ発表前ニ君ニ云フテ関係者ヘ伝ヘテモラウナリ 今夜八時半出
発帰着、明朝評議会ニ報告、次デ部長ニ云フツモリ

佐々木——今夜発表ハ不都合ナリ、ソレデマトマルカドウカ
全ク知ラス

電ワスマタルハ七時半、四通話ラシ

息づまる応酬である。佐々木は小西解決案を承認したのではない。瀧川問題が棚上げされていること、および、この案を京都に持帰り、法学部と協議ののち発表せずに、文部省の都合で一方的に公表してしまうことに対し難色を明確に示しているのである。

小西解決案は、文相の予定どおり、六月一四日午後八時半、鳩山文相と小西総長同席の上で公表された。小西が同席したことは、小西がこの解決案の公表に同意していることを行為において示す

ものであった。

三 佐々木の最終解決案と総長辞任

六月一五日期帰浴した小西は、評議会で経過を説明したあと、午後三時すぎから約一時間法学部全教官と会見した。小西はまず法学部の主張には「固ヨリ同感」であるが、法学部の全滅は避けねばならないので文部省と折衝した旨前置きして交渉経過を説明し、「右私ノ微力ニシテ十分ナル結果ヲ得ザリシハ残念ナルモ、此際何トカシテ改メテ御考慮ヲ願イ辞意ヲ思イ止マリ大学ノ為メニ御尽力ヲ願ワルレハ幸ナリ。」と締括った（加藤本、三〇一—三頁）。このあと中島玉吉ら五、六人の質問に小西が答え、教官は各グループ（教授、助教授、講師助手副手）ごとに協議の末、各個人別に総長に回答することになった（『大朝』6・16）。

この間二時より他の六学部では一せいに教授会が開かれ、その結果は四時すぎからの評議会で報告された。小西メモによれば各学部とも一様に総長の労を多とし、法学部の留任を希望している。ただし文科系の文・経二学部の法学部教授に対する態度は理科系と微妙に異っていた。文学部は「圧力ヲ加エテ留任ニアラス（懇請モ余リ面白カラズ）」であり、経済学部は、辞表を「是非進達トアラバソレヲ文部省ニ全」部進達すべきであったとした。文・経両学

部は、小西案ではとうてい法学部はおさまらず、辞表を撤回しないだろうと見通していたものの如くである。

六月十六日、法学部教官は一人残らず辞表の進達を総長に要請した。その理由は前夜佐々木が新聞記者に個人の談話として発表した「所謂処分案の意味について」（前出『京大事件』所収）に示されている。第一点は解決案中「法令」とは総長の説明では大法令以外の法令をも含み、研究の自由が新に制限される可能性が出て来たことである。第二点は、教授の進退を「従来の取扱例の範囲内」で認めるというが、総長の説明では「総長が具状する時教授会の同意を得るを要すといふことに」すぎず、これまで認められてきた総長の具状権を否定している。第三点は、総長の説明によれば文相は教授の学説を大学で教授してよいか否かの認定権をもつ。これは従来の教授会の権限を奪うものである。このように小西解決案では文部省の主張が貫徹し、法学部の主張は全然無視されているから、これを受入れることはできぬというのである。佐々木は右の総長の説明を公表することについて総長の諒解を得ていた。この総長の説明とは教授の質問に対する回答であろう。これをふまえての佐々木の論調は冷徹で妥協の余地はないようにみえた。しかし二つの問題が残る。一つは、もし小西案が公表されることなく京都に持帰られ、その扱いについて佐々木に相談が

持ちかけられたら、佐々木はどのような態度をとったであろうか。瀧川の処遇が解決案に含まれていない以上、佐々木が拒否した可能性が濃いがあるいはこの小西案を手がかりとして再折衝に持ちこんだ可能性も否定できない。後述するように佐々木はこのあとも妥協の姿勢を失ってはいないのである。第二の問題は、佐々木が、小西解決案には瀧川の処遇についての言及がないことを批判していないことである。これは自明のことだから、あえて批判を加えなかったといってしまうはそれまでだが、佐々木が妥協の余地を残したということもできる。すなわち、もし瀧川復職の言及がないことを正面から批判すれば、言及を絶対に拒否する文部省との再交渉の余地が失われてしまうからである。

六月十六日の評議会はなおも法学部の慰留に関し協議したが、翌一七日の評議会ではついに小西が総長辞任を発表した。小西の辞表は一九日、総長代理山本経済学部長が文部省に持参し、文部省は一応これをあずかる形をとった。山本がこのように小西の辞表を早速文部省に届けたことに対しては学部長間に不満があったらしい。彼らは文部省が小西案に明快な説明を与えることで、小西在任中に問題を解決する方途を模索していた（『大朝』6・22）。一方の佐々木も同様であったことは「第三便（六月二十日）電話にて」と表書きされた封筒に入り、「小生個人の考のみ」と欄外

に注記された次の文書に示されている。

- 一 総長は如何なる理由にて辞職するか
- 二 総長のみ辞する理由なし、全学辞職が理論なり
- 且、留任予定

三 慰留に対しては如何するべきか

四 総長は法学部教授全部の留任予定か、又は一部のみにて
もよいか

五 全部留任を欲せば、教授会として解決し得ん、是の条件
として文部大臣より慰留の一書を総長に寄すべし、文部省
を来京せしめよ

六 書の内容の注記

瀧川君のことをいふを要す

七 是が最少限也。之にて小生責に任ずべし

八 実行方法は、右の案を文部省に示し、其の諒カイ成れば、

先ず法学部に示すべし、予め公表は不可

九 解決せば総長は決して辞すべからず、辞せば更に問題を
生ずべし

佐々木は総長の単独辞職を不可とした。辞めるなら全学辞職、
とどまるのは全学留任（二項はそのように読める）が筋だといっ

ている。この佐々木の考え方は六月七日案から変っていない。佐々木はすでに法学部の内部に軟派が生じていることに気がついており、もし法学部全員の留任を希望するならば、文部省が自らの非を認め、その償いの意思を文部省首脳の来洛の行為と、瀧川の復職（将来の）考慮の言明によって示すことを求めたのである。このとき小西に話したと思われる文相・総長公表文案が「第三便六月二十日電話にて」と表書きされた別の封筒に入っている。

一 文部大臣及び総長は次の如き発表を為す事

文部大臣及び京都帝大総長は去六月十四日発表したる解決案の趣旨を明確にするが為更に交渉を遂げたる結果重ねて発表すること左の如し

文部大臣及び総長は口頭を以て意見を交換したる処文部大臣は総長が学問の研究及び教授の進退に關し法学部の主張したる精神を重んじて希望したる所を諒とし、大学令の範圍内に於ける学問の研究並教授の自由を確保し、且教授の進退に關する法令運用上の慣例を承認する旨を述べたりこれに依り総長に於て法学部教授を慰留し、学生を慰撫することとなれり

二 総長は次の如き発表を為す事

尚総長は将来適宜瀧川休職教授の復職の為に努力すべし、

之に付、文部大臣は、今後総長の申出に応じて之を考慮し、事情に依て決すべき旨を述べたり

佐々木は以上の公表のあと、総長が教授団および助教教授団に示すべき留任要請のことばを六月七日案と同様に準備していた。その案文にいう。

一 総長ハ教授ニ向テ次ノ如キ希望ヲ述ブル事

「研究ノ自由及教授ノ進退ニ関シテ法学部教授ノ主張セラルル所ハ総長タル余モ亦主張スル所ニシテ、余ハ総長トシテ文部大臣ニ対シテ文部大臣ハ将来大学ノ範圍内ニ於ケル研究竝教授ノ自由ヲ確保シ、教授ノ進退ニ関スル法令運用上ノ慣例ヲ承認センコトヲ要求シ之ガ実現ノ為ニ努力スヘシ然ルニ今日ノ事情ニ依テ以テシテハ右ノ要求ハ今日直ニ実現スルコト困難ナルニ由リ稍長キニ亘リ継続シテ努力スルコトヲ要ス此ノ継続的努力ヲシテ効果アラシムルカ為ニハ先ツ教授ノ在職ヲ必要ト信ズ故ニ辞意ヲ翻サレンコトヲ望ムコトヲ要求ノ為努力セル間ハタトヒ文部大臣ニ対スル要求実現セズトモ研究ノ自由ノ確保セラレ教授進退ニ関スル法令運用ノ慣例ノ承認セラルルコトヲ保障ス（欄外注記）教授ニ集マツテモラツテ話ス事、返事ハスグハトラヌ

事」

一 総長ハ教授ノ向背決シタル後、助教教授ニ向テ次ノ如ク希望スル事

「……アラシムルカ為ニハ法学部現在職員ノ在職ヲ必要トス依テ先ツ教授ニ向テ辞意ヲ翻サレンコトヲ希望シタリ（挿入）且学内ニ於テ保障スルコトヲ述ベタリ」然ルニ教授ノ全部（又ハ一部）ハ辞意ヲ撤回セラレタリ依テ諸君モ辞意ヲ翻サレンコトヲ望ム

教授ハ辞表ヲ撤回セラレズ然シ諸君ハ将来ニ向テ此ノ任務ヲ遂行セラルルコトヲ目的トシテ辞意ヲ翻サレンコトヲ希望ス（欄外）助教教授講師一同ヲアツメテ話ス事 返事ハ直ニトルニ不及」

以上ノ手続ノ結果教授助教教授ノ向肯定マリ辞表撤回アリ（一部ニテモ）其ノ次第ヲ新聞記者ニ談話スル事

教授の一部もしくは全部が慰留に応じないことを想定するところなど、いかにも佐々木の慎重な性格を示しているが、それはともかく、右の二つの資料で、佐々木最終案の意味が明確に浮び上って来る。それはこれまで澁川勉分の善処を文部大臣に直接要求してきたのを改めて、この問題を総長にあずけて総長の努力目標

にまで引下げたことである。それとともに瀧川復職が実現するまでは、研究の自由と大学の自治が承認されたとはみなさないという態度に変わっていないことを示している。

右の佐々木案（おそらく教授団慰留文案も）は翌六月二一日、佐々木によって直接小西のもとに届けられた。加藤本（二九八頁）所収の小西メモに前記のごとく「佐々木氏最後案持参。新城氏来訪。西田氏を訪問（朝永）最後案ノ□」とある。小西はこの案につき新城新蔵・西田幾多郎・朝永三十郎らと相談したらしい。その結果どのように小西が行動したかは不明であるが、二七日に本野工学部長が上京して文部省首脳と会談したのは、佐々木最終案持参の上のことと推測される。

一方、東京でも局面打開の相談が行われていた。『木戸幸一日記』によれば六月一九日、木戸は酒井忠正とともに鳩山に会い「京大問題につき文部省側の意見を聴」き、翌二一日には、酒井および細野長良とともに協議し、さらに二二日には酒井・細野とともに鳩山に会い「結局佐々木、宮本兩教授の上京を促し、文部大臣と直接会見せしめ、誤解を解く外なかるべしとの結論に到達した」。そこで早速兩教授に働きかけたが不調におわった。『大朝』（6・28）は文部省側から取材したらしく「数日前某氏を介して法学部教授代表の上京を促し東京に於て篤と懇談するはずであつ

たが、二七日朝にいたり同大学より電話で代表の上京を謝絶し来り、また本野工学部長よりは赤間専門学務局長の入洛を求めて来た」が、「問題収拾策につき意見の一致を見なかつた模様である」と報じている。同じ紙面に「京大某教授談」の反駁がのっているが、これは文章からして明らかに佐々木のものである。

文部当局が法学部の代表者の東上を促したといふやうなことは少しも知らない、ただ数日前大臣が某氏を通じて私に面談の希望を傳達せられたことはあるがこれは個人としての私に向つての話であつて全く私的な事柄であつた、折角の大臣の希望ではあつたが、今私的面談をなしても何等の効果を挙げ得ないと思つたので遺憾ながら大臣の希望に副ひ難い旨をその節伝達して貰つてある、貴社の報道がもし右のことを指すならば二十七日の朝に至つて拒絶したといふのは事実には反してある（下略）。

宮本英雄法学部長も「言下に拒絶した」（『学界・昔の話・今の話』『学生評論』一の一、一九三六年）。筋をとおす佐々木らは、ボス交をさげ、あくまで公のルートを通じての話を要求したのである。また自己の主張の正当なることを確信している彼らとしては、間違っているのは文部省だから、そちらから足を運んで来

るべきだという肚があつたのであろう。さらに推測すれば、佐々木最終案はすでに文部省につたわっており、その拒否反応が示されていたのかも知れない。おそらく本野工學部長は佐々木の意を酌んだ小西の意を体して文部省側と折衝を試みたものごとく、瀧川処分をあくまで是とする文部省側の西下を拒む態度によって、交渉は不調に終つたものとみられる。一見互に面子を張りあつてゐるのように見えるが、根底において双方の主張には歴然たる差があつたのである。

おわりに

以上の記述により、六月九日に小西総長が文部省に提示したのは法學部教授団の中心人物たる佐々木惣一作成の案であり、これが拒否されたあと、六月一四日に公表されたいわゆる小西解決案とは、実は文部官僚の古参たる田所美治の案であつたこと、および小西解決案による収拾失敗後も、七月七日松井元興新総長の登場までの間に、事件解決への模索が続けられたことが明らかになつた。小西解決案を法學部教授団が拒否したのは、解決案の文言の不備だけではなく、瀧川幸辰の復職問題についてまったく言及がされていなかったからである。佐々木は瀧川の即時復職は無理とみて、これを将来の問題にゆずり、さらには小西解決案公表後

も瀧川復職を総長の努力目標にまで引下げて局面の打開につとめたのであるが、文部当局の瀧川処分については一歩も譲らぬ強硬姿勢のため、不毛に終つた。

文部省の強硬姿勢の背後には、鳩山が戦後もらしたように、軍部とこれに結ぶ右翼の圧力があつた。しかしそれだけではない。瀧川復職に言及することは文部省の非を認めることになり、当初からその意図していた大学統制すなわち大学自治の破壊を貫徹できぬ結果となることをおそれたからではあるまいか。文部省のこの当初からの意図については別稿に譲らねばならない。

他方、なぜ佐々木は瀧川復職に最後までこだわつたのであろうか。かつて一九一四年の沢柳事件に際しては、京大法科教授団は文部大臣から人事における教授会の自治承認の一札をとつたことで満足した。沢柳によつて事実上誡首された七教授は誰一人復職しなかつた。この先例に比べると、佐々木の態度は一見頑固にすぎるとみえる。事実、京大他學部はこれを頑固とみて、妥協するよう説得につとめたのである。

しかし沢柳事件と瀧川事件とはその前提が異つた。第一に形式的に言えば、沢柳事件のとき京大を去らしめられた七人の教授はすべて法科大学以外の大学に属し、その所属大学からはまったく抗議の声は出なかつた。その上七人とも沢柳の辞職勧告を無抵抗

に受入れ、依頼免官のかたちをとった。本人も教授会ともに処分に反対しているにもかかわらず、強引な休職処分を受けた瀧川事件とは大きなちがひがある。

第二に実質面からいって、沢柳事件発生ときには、京大における教授人事に関する大学の自治はまだ確立していなかった。慣例は存在したが、沢柳はこれを無視しえたのである。この総長の行為を非とする趣旨の一札を文相からとり、総長が引責辞職したとき、はじめて「大学の自治」は慣習法的に確立したのである。

瀧川事件の場合はずでに確立していた自治が破壊されたのである。したがってその修復のためには、単に文相から口先だけの自治尊重の確認をとりつけるだけではなく、瀧川の復職を約束させることが必要となった。まして当の責任者たる文相の引責辞職がみられない以上、復職の言質はますます必要であった。戦後における京大法学部の再建は、幣原内閣の文相前田多門が教官人事に関する総長の具状権と教授会の自治権を改めて確認し、同時に瀧川事件のとき京大を去った教授たち（専任としては瀧川ひとり）が復職することによって開始されたのである。（一九八五・一二・八）

① 厳密に言えば、助教教授池田栄はヨーロッパ留学中で辞表を出していない。沢柳事件のとき、助教教授河上肇がベルギーから辞表を送っているのと対照的である（『河上肇全集』24、三七二頁）。

② 佐々木惣一編『京大事件』岩波書店、一九三三年、三〇六頁。

③ 加藤は小西教授の下で教育学を専攻し、一九二〇年卒業、瀧川事件当時は東京文理科大学助教教授兼東京高等師範学校教授。小西が上京するたぐいに秘書兼護衛役をつとめた。本書は瀧川事件研究上第一級の資料であるが、不当にもこれまでほとんど研究者に無視されてきた。

④ 法学部長宮本英雄、法学部選出の評議員田村徳治、末川博の三人は、辞表提出後学部長会議や評議会に欠席した。このため正式の学部長会議や評議会に代って、学部長懇談会や評議員懇談会がしばしば招集された。

⑤ 加藤本は「五月二十一日（水）の総長メモに、『佐々木氏最後案持参（以下略）』などの文章がある」として、佐々木案が小西のもとに届いたのが五月二一日のこととしているが、これは誤りである。五月二一日は瀧川処分前であるし、また日曜日であって水曜日ではない。佐々木が「最後案」を持参したのは後述のごとく六月二一日（水）のことである。佐々木が最初の案を小西に届けたのは、佐々木のメモに入っている封筒に「第一便（六月七日京都宅宛）」の記入のあるごとく、六月七日のことであった。

⑥ この文面は六月十四日朝、小西の口述を加藤が筆記したものである。これが田所案そのものか、小西がいくら手を入れたものかは不明である。

⑦ 加藤本は「全」のあとを「以下不明」としているが、この部分はまさか全部を進達すべきでないというような分裂策謀的発言ではあるまい。

⑧ 鳩山は一九四六年五月の公職追放に際し、瀧川処分は「軍部と右翼にせき立てられてね」と語った（瀧川事件東大編集委員会『私たちの瀧川事件』新潮社、一九八五年、一一三頁）。

（京都大学教授